

参考1

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表

○ 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

新		旧	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）		別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名	分類	品名
(略)	(略)	(略)	(略)
検知・測定用器具 生物剤検知器※※※ 化学剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器※※ 酸素濃度測定器※※ 放射線測定器※※		検知・測定用器具 生物剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器※※ 酸素濃度測定器※※ 放射線測定器※※	
備考		備考	
一 ※印のものは、地域の实情に応じて備えるものとする。 二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 四 (略)		一 ※印のものは、地域の实情に応じて備えるものとする。 二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の实情に応じて備えるものとする。 四 (略)	

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)

備考

(略)

別表第三（第五条、第六条関係）

分類	品名
高度救助用器具	画像探査機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置※ 二酸化炭素探査装置※ 水中探査装置※ 検知型遠隔探査装置※※

備考

- 一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 二 ※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 三 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
(略)	(略)

備考

(略)

別表第三（第五条、第六条関係）

分類	品名
高度救助用器具	画像探査機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置※ 二酸化炭素探査装置※ 水中探査装置※

備考

- 一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。
- 二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。